

第 4 4 号議案 品川区立幼稚園条例等の一部を改正する条例

1 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）およびこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）により、区の条例が引用している法令が改正されたことから、規定整備が必要となる 12 条例について、一括して改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 各条例で引用している学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）および子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の条項番号の変更
- (2) 各法令の規定により関係大臣が行う権限および関係省庁が発する命令をそれぞれ内閣総理大臣の権限および内閣府令に改める等の規定の整理が行われたことによる改正

3 改正する条例

- (1) 品川区立幼稚園条例
- (2) 品川区立心身障害者福祉会館条例
- (3) 品川区保育の実施等に関する条例
- (4) 品川区立知的障害者グループホーム条例
- (5) 品川区立知的障害者福祉施設条例
- (6) 品川区子ども・子育て会議条例
- (7) 品川区立発達障害者支援施設条例
- (8) 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例
- (9) 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- (10) 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
- (11) 品川区立障害児者総合支援施設条例
- (12) 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

4 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

5 施行日

公布の日

品川区立幼稚園条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条による改正】 品川区立幼稚園条例 新旧対照表

新	旧
<p>(入園資格)</p> <p>第2条 区立幼稚園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を受けた区内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの児童（以下「幼児」という。）で、品川区教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定めるものとする。</p>	<p>(入園資格)</p> <p>第2条 区立幼稚園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を受けた区内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの児童（以下「幼児」という。）で、品川区教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定めるものとする。</p>

【第2条による改正】 品川区立心身障害者福祉会館条例 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料等)</p> <p>第6条 第3条第2号に規定する事業を利用する者は、支援法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 第3条第3号アに規定する事業を利用する者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 第3条第3号イに規定する事業を利用する者は、支援法第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第6条 第3条第2号に規定する事業を利用する者は、支援法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 第3条第3号アに規定する事業を利用する者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 第3条第3号イに規定する事業を利用する者は、支援法第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>

【第3条による改正】 品川区保育の実施等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(認定)</p> <p>第2条 区長は、支援法第6条第1項の小学校就学前子どものうち、その子ど</p>	<p>(認定)</p> <p>第2条 区長は、支援法第6条第1項の小学校就学前子どものうち、その子ど</p>

新	旧
<p>もの保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第1条の5各号で定める事由のいずれかに該当するときは、当該小学校就学前子どもを支援法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を行う。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(入所基準)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 幼児教育の実施（幼児教育のみを行うことをいう。以下同じ。）は、支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を受けたものであつて、区内に住所を有する5歳に達する日の属する年度の初日から小学校就学の始期に達するまでの児童の保護者が、当該児童に対する幼児教育を希望する場合に行うものとする。</p>	<p>もの保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第1条の5各号で定める事由のいずれかに該当するときは、当該小学校就学前子どもを支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を行う。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(入所基準)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 幼児教育の実施（幼児教育のみを行うことをいう。以下同じ。）は、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を受けたものであつて、区内に住所を有する5歳に達する日の属する年度の初日から小学校就学の始期に達するまでの児童の保護者が、当該児童に対する幼児教育を希望する場合に行うものとする。</p>

【第4条による改正】 品川区立知的障害者グループホーム条例 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料等)</p> <p>第6条 入居者は、次に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第6条 入居者は、次に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第2項省略)</p>

【第5条による改正】 品川区立知的障害者福祉施設条例 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料等)</p> <p>第6条 利用者は、支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第6条 利用者は、支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p>

新	旧
(第2項および第3項省略)	(第2項および第3項省略)

【第6条による改正】 品川区子ども・子育て会議条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第7.2条</u>第1項の規定に基づき、区長の附属機関として品川区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、法<u>第7.2条</u>第1項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事項を処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第7.7条</u>第1項の規定に基づき、区長の附属機関として品川区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、法<u>第7.7条</u>第1項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事項を処理する。</p>

【第7条による改正】 品川区立発達障害者支援施設条例 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料等)</p> <p>第7条 就労継続支援の利用の承認を受けた者（第3項において「利用者」という。）は、支援法第29条第3項<u>第1号</u>に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第7条 就労継続支援の利用の承認を受けた者（第3項において「利用者」という。）は、支援法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p>

【第8条による改正】 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。</p>

【第9条による改正】 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分および同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分および同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号または第3号に掲げる小学</p>	<p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号または第3号に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>(第4項および第5項省略)</p>	<p>(第4項および第5項省略)</p>
<p>(あっせん、調整および要請に対する協力)</p>	<p>(あっせん、調整および要請に対する協力)</p>
<p>第7条 (第1項省略)</p>	<p>第7条 (第1項省略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p>	<p>(受給資格等の確認)</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間および保育必要量等を確認するものとする。</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間および保育必要量等を確認するものとする。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第13条 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p>第13条 (第1項から第3項まで省略)</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p>
<p>(第1号および第2号省略)</p>	<p>(第1号および第2号省略)</p>
<p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p>	<p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p>
<p>ア 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者</p>	<p>ア 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者</p>

改正後	改正前
<p>と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (第4号および第5号省略) (第5項および第6項省略) (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (第4号および第5号省略) (第5項および第6項省略) (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)および時間ならびに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(第5号から第11号まで省略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲</p>	<p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)および時間ならびに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(第5号から第11号まで省略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1</p>

改正後	改正前
<p>げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号または同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号または同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条</u>第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条</u>第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第37条（第1項省略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハの共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合</p>	<p>する。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項</u>第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「<u>の同項</u>第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第37条（第1項省略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハの共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合</p>

改正後	改正前
<p>員（同号ハの共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>等の構成員（同号ハの共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>	<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>
<p>第39条 （第1項省略）</p>	<p>第39条 （第1項省略）</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>（第3項および第4項省略）</p>	<p>（第3項および第4項省略）</p>
<p>（特定地域型保育の取扱方針）</p>	<p>（特定地域型保育の取扱方針）</p>
<p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>（特別利用地域型保育の基準）</p>	<p>（特別利用地域型保育の基準）</p>
<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校</p>

改正後	改正前
<p>子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同条</u>第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に」とあるのは「<u>同条</u>第3号に」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項</p>	<p>就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同項</u>第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に」とあるのは「<u>同項</u>第3号に」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を</p>

改正後	改正前
<p>中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは</p>	<p>除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とある</p>

改正後	改正前
「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	のは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

【第10条による改正】 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1号認定子ども 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(第4号から第12号まで省略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(第4号から第12号まで省略)</p>

【第11条による改正】 品川区立障害児者総合支援施設条例 新旧対照表

新	旧
<p>(利用料)</p> <p>第7条 (第1項省略)</p> <p>2 第4条第1項第1号オの事業を利用した障害児の保護者は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費</p>	<p>(利用料)</p> <p>第7条 (第1項省略)</p> <p>2 第4条第1項第1号オの事業を利用した障害児の保護者は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費</p>

新	旧
用の額の範囲内で別に区長が定める利用料を納付しなければならない。 (第3項省略)	用の額の範囲内で別に区長が定める利用料を納付しなければならない。 (第3項省略)

【第12条による改正】 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第6条の見出し中「使用料」を「利用料」に改め、同条第1項を次のように改める。</p> <p>利用者は、利用料として法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を、使用料として家賃の額を納付しなければならない。ただし、利用者が短期入所を利用するときは、利用料に限る。</p>	<p>第6条の見出し中「使用料」を「利用料」に改め、同条第1項を次のように改める。</p> <p>利用者は、利用料として法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を、使用料として家賃の額を納付しなければならない。ただし、利用者が短期入所を利用するときは、利用料に限る。</p>

【付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	